

市木軟式少年野球クラブ規約

令和4年2月13日改定

名称 市木軟式少年野球クラブと称し、チーム名を市木フェニックスとする。

目的 青少年の健全な育成を図る。

チームの構成と入会と脱会

会員制とし、小学生で構成する。

上記とは別に入会前の準備段階の子供たちを対象とした、キッズコースを設ける。

- (入会) 1 会員は、小学校2年生～6年生を対象とする。
キッズコースは、小学校1年生、幼稚園・子ども園の年長・年中を対象とする。
但し、キッズコースを1年以上経験した小学校1年生は、任意で早期入会を認める。
- 2 スポーツ保険加入手続きの関係上、毎月月末を入会の締切とし、翌月初めから正式な入部扱いとする。従って、受付の当月内は体験入部扱いとする。
- (脱会) 1 本会の目的に反したとき。
2 本人及び父母からの要望があったとき。
3 チームの風紀を乱す言動や行動を起こしたとき。

組織 クラブ組織として下記の構成で運営する。

(チームの運営)

クラブ部長1名・監督1名・コーチ 若干名

(父母会)

野球を通じ親子のつながりを深めるために、父母会を設け、運営は父母会に一任するが、次の協力をお願いする。

また、役員としては、会長、会計、広報、各チーム世話役(1名/チーム以上)を置く。

- 1 チームの会計と監査
- 2 総会への出席
- 3 試合時の審判、指導者が不足時の送迎のお手伝い
尚、選手の送迎時には、車両の搭乗者保険加入を確認させて頂く。
- 4 相談事がある場合は、監督及び担当コーチへ相談して頂く。
- 5 練習のお手伝いについては自由参加としますが、スポーツ保険に加入して頂く。(チーム負担)

会費 入会金 3000円 (キッズコースの期間の入会金は不要とし、2年生になった時点で徴収する。但し、1年生で早期入会希望者は、入会時点で入会金を徴収する。

会費 学年別に以下の通りとし、奇数月に2ヶ月分をまとめて世話人が徴収する。
3年生～6年生は、月額2500円(6年生は、卒団式開催月の2月分まで徴収する)
2年生以下は、月額1500円
1年生以下のキッズコースは、月額500円
新入部員の会費は、入会受付の翌月からとする。

大会及び団体への参加

豊田軟式少年野球クラブ他に加入する。

(市内大会・東海団地・JBLA・名古屋南部・愛球・ひまわり・高橋・ふれあいカップ・尾張東部等)

- その他** 1 キッズコースも含め、スポーツ保険に加入しておく。(保険代は、会費に含まれるものとする)
練習中に負傷し、病院で診察を受けた場合には、必ず担当コーチへ報告し、担当コーチはその結果を監督まで報告し、2日以上の治療が必要な場合はスポーツ保険を申請する。
- 2 団体加盟費・大会参加費は、入会金と会費でまかなう。
- 3 ユニホーム一式・グローブ・スパイクは個人負担として、3年生以上で入会后2ヶ月を目安に準備していただくものとする。
- 4 クラブでの所有物 (上記以外のもの)
- 5-1 弔意金 会員 花輪と香料1万円 親(1親等)香料1万円
見舞金 5000円 公傷で1週間以上の入院
- 5-2 その他の見舞い 監督・コーチ・父母会・役員にて協議のうえ決定する。
- 5-3 問題が生じた場合は、親子・部長・監督・コーチ・父母会代表で協議して決定する。
- 6 本規約は総会出席者の過半数の承認があれば、改定できるものとする。